

工事請負契約に係る最低制限価格について（令和5年4月1日）

市が発注する工事請負契約に係る最低制限価格について、下記のとおり算定することとしましたのでお知らせします。

記

1 工事請負契約に係る最低制限価格

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額を用いて、下記の式で算出される額（K）に100分の110を乗じて得た額（ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額）とする。

※ $K = A + B + C + D$

- A : 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- B : 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- C : 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- D : 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

（K、A、B、C、Dのそれぞれの計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨て1円単位とする。）

2 積算体系が土木工事歩掛によらない維持修繕工事は、予定価格に88%を乗じて得た額とする。

※ 一般土木工事等と異なる積算体系の工事における最低制限価格の取扱いは、鹿児島県が掲載している『「工事請負契約に係る最低制限価格」の運用について』に記載のとおりです。

3 解体工事等における最低制限価格の設定について

解体工事等については、人件費等の必要経費を担保及び施工品質の確保のため、原則として以下のとおり最低制限価格を設けることとする。

- (1) 市において建築工事等と同様に必要経費を積算し設計額を算出する解体工事
予定価格の75%から92%の範囲内の額を最低制限価格とする。
- (2) 市では必要経費の積算が困難である解体工事（有害物質等の処理等を含み、専門業者等の見積もり（外部による必要経費の積算）に頼らざるを得ないもの）
工事の品質を担保する条件等を提示した性能発注としたうえで、最低制限価格は設定しないこととする。